

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年7月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第19号

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び京都市御射山自転車等駐車場」を「，京都市御射山自転車等駐車場及び京都市松尾駅自転車等駐車場」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「京都市西賀茂自転車駐車場」の右に「及び京都市松尾駅自転車等駐車場」を加える。

別表第1（1）の項中「及び京都市御射山自転車等駐車場」を「，京都市御射山自転車等駐車場及び京都市松尾駅自転車等駐車場」に改める。

附 則

この規則は，平成22年7月20日から施行する。

（建設局土木管理部自転車政策課）